

群馬県立聾学校（高等部）諸規定

2024（R6）年版

この規定は、高校生らしい簡素さと本校生徒としての自覚とほこりを保ち、学校内にあっては最高学部の生徒として、常に下級生の規範となることを意識してもらいたいという願いから、基本的なことがらを示した。ただし、以下にないことがらについては、上記の考え方に基づいて適切に判断して行動すること。

服装規定

1 基本規定

- (1) 登下校は学校指定の制服とする。
- (2) 部活動等で休日、長期休業中に登校する場合も、制服で登校する。やむをえない事情がある場合は申し出る。
- (3) 校内では、制服を着用することを原則とする。学校指定の体育着を着用してもよい。
ただし、学校行事、定期試験、生徒会行事、儀式（入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、その他の式典）、講演会、校外学習等の時は、制服を着用する。
- (4) 部活動時の服装は、各部の規定に従う。

2 制服

- (1) 上着は本校指定のブレザーとする。本校高等部指定のネクタイもしくはリボンを着用する。
- (2) ワイシャツは、長袖、半袖とも無地のスクールワイシャツとする。ワイシャツの下に着るTシャツ類は、無地またはワンポイント等派手でないものとする。
- (3) 本校指定のスラックスまたはスカートを着用する。スラックスの太さ、スカート丈は学校指定とする。ベルトは、黒系無地の派手でないものとする。スカートのウエストが緩すぎる場合には、スカートベルトを着用してもよい。
- (4) 靴下は、白・黒・紺色のものとする。ワンポイント程度の派手でない模様は認める。式典等では、黒系とする。
- (5) ストッキングはベージュ系やブラウン系等派手でないものとする。タイツ（肌が透けないもの）は黒色無地のものとする。その他のインナー類は見えないように着用する。
- (6) セーターやカーディガンを着用する時の色は、黒・紺・グレーとする。
- (7) 夏季は、ワイシャツのみを着用してもよい。ただし儀式的行事、文化的行事等ではネクタイもしくはリボンを着用する。適用期間は5月1日から10月31日までとし、前後2週間程度を移行期間とする。また、6月～9月は、白色無地のポロシャツを着用してもよい。

《その他》

- (1) 制服着用についての上記以外の希望があった場合には、多様な背景を持つ生徒への配慮の観点に基づき、別途部会等で協議し、学校長が決定するものとする。
- (2) 令和5年度以前からの在籍生徒の制服は、当該生徒が卒業するまで着用することができる。服装規定は令和5年度を基本とする。

3 体育着

- (1) 長袖・半袖体育着、長ズボン、ハーフパンツは学校指定のものとする。
- (2) 体育の授業や学校行事で体育着を着用する際は、学校指定の体育着・靴とする。

4 防寒着

- (1) オーバーコート、ジャンパー等の防寒着は、黒・紺・灰色の無地のものとする。ワンポイント程度の派手でない模様、フードのあるデザインも認める。授業中は、特別な場合を除き防寒着を着用してはいけない。
- (2) カーディガン、セーター、ベスト、トレーナー等の中間防寒着を着用する場合は、黒・紺・灰色の無地のものとする。ワンポイント程度の派手でない模様は認める。フードのあるデザインは認めない。中間防寒着は、制服や体育着の下に着用することを基本とし、下から大きくはみ出さないようにする。女子はセーラー服の上に着用してもよいが、学校行事（儀式・式典等）の時は、セーラー服の下に着用する。
- (3) マフラー、帽子（防寒用）、手袋等は、学生らしく派手でないものを使用する。

5 靴

- (1) 上履き・体育館シューズは、学校指定のものとする。安全のために、かかとを踏まずにきちんと履く。
- (2) 登下校時の靴は、派手でない運動靴か、黒、茶色の革靴で、くるぶしが隠れない長さのものとする。ハイヒール、厚底靴、サンダル、スリッパ等は安全上使用しない。
- (3) 体育の授業において校庭で使用する靴は、授業担当者が指示する。

6 頭髪

清潔感のある髪型ものとし、色染め・パーマ・カール・整髪料等を使わないヘアスタイルとする。

《男子》

- (1) 髪が目及び襟にかからないこと。耳は半分以上見えることとし、長く見苦しくない髪形とする。

《女子》

- (1) 肩よりも髪が長い場合にはゴムで結ぶ。
- (2) 髪の毛で目が隠れないようにする。
- (3) ゴム、ヘアピン、カチューシャ等は黒、紺、茶色とし、柄や装飾がついていないものとする。

7 その他

- (1) ピアス・ネックレス・指輪・ブレスレット等のアクセサリー類は身につけない。
- (2) ひげ、マニキュアは禁止する。
- (3) 学習に不必要な遊具、娯楽のためのもの（ゲーム機、音楽プレーヤー、カメラ、カード等）は持ちこまない。

携 帯 電 話 (スマホ、その他電子機器)

1 使用について

- (1) 携帯電話は、放課後及び登下校時には家庭との必要な連絡、緊急時に使用する。学校においては登校時から下校時まで、使用しないものであるが、校内への携帯電話の所持を希望する者は、使用開始前および年度初めに別紙書式1により所持届を提出する。
- (2) 保管は登校後一時預かりし、下校時に返却する。(ないしは場合によって各自の責任で電源を切ってカバンの中にしまっておくこととする。)
- (3) 家庭で安全安心な携帯電話の使用ルールを決めて守る。
- (4) 携帯電話使用についての社会一般的なマナーを理解し守る。

2 被害者加害者にならないために以下の行為はしないよう留意する。

- (1) 自他の個人情報の流出。
- (2) 有害サイト(出会い系、アダルト系、反社会サイト)へのアクセス。
- (3) 他者を傷つけたり不安にさせたりする書き込み。
- (4) 歩行中や自転車乗車中の使用。

自 転 車 使 用 に つ い て

通学等で自転車使用を希望する者は、別紙書式2により許可願いを提出すること。その提出を受けて以下の条件を検討して、許可する。

1 許可の条件

- (1) 通学で使用する場合
 - ①通学距離2km以上で、自転車通学するのに体力的に無理のない距離とする
 - ②電車、バスなどの公共交通機関による通学手段が無いか、または自宅から最寄りの駅までの通学手段が不便な者
 - ③自転車の点検整備がしっかりとしてあること (変形ハンドルは認めない)
- (2) 学校の教育活動内で使用する場合は、許可願をその都度提出後、高等部会議で検討して、許可する。
- (3) 他人に損害を与えた時に補償される個人賠償保険等に加入すること。

2 禁止事項

- (1) 使用目的は、通学に限る。(前橋駅から学校までは徒歩を基本とする)

3 注意事項

- (1) 交通ルールを守り、雨天時は雨合羽を着用するなど、安全に十分注意すること。
- (2) 自転車本体に、許可ステッカーを常に添付する。

令和5年9月一部改正

運転免許取得について

《 普通車免許取得 》

普通自動車免許取得のために自動車教習を希望する者は、別紙書式3により「運転免許取得に関わる申請書および誓約」を提出すること。その提出を受けて検討して、許可する。

1 教習所入所まで

- (1) 教習開始は第3学年第2学期の10月1日以降、進路が内定した後を原則とし、学業や学校行事等に支障のない範囲で行うこと。
- (2) 教習所に入所する前に受けなくてはならない適性検査は夏季休業中等の学業や学校行事等に支障のない時期に受検すること。
- (3) 教習希望者は、別紙書式3による「運転免許取得に関わる申請書および誓約」を学校に提出し、別紙書式4（上部）による「運転免許取得に関わる許可証」を受ける。許可後、教習所への申し込みを保護者の責任において行うこと。
- (4) 教習所への申し込みにあたっては、学校・教習所と十分打ち合わせをする。
- (5) 入所申し込みが完了したら、教習所から別紙書式4（下部）による「運転免許取得に関わる確認証」を受け取り、学校に提出する。

2 教習中の注意事項

- (1) 教習を受けるのは放課後とし、学業を優先する。（原則として早退、欠席は認めない）
- (2) 中間・期末試験、卒業試験の1週間前から試験期間中の教習は認めない。
- (3) 教習に際しては、高校生らしい服装や節度のある行動で臨むこと。
- (4) 帰宅時間等については、家庭と連絡をとり、危険のないように注意すること。
- (5) 寄宿舎生は、寄宿舎担当指導員と十分に打ち合わせを行い、寄宿舎のルールに従うこと。

3 免許取得後の注意事項

- (1) 免許証を取得しても在学中の運転は認めない。取得した免許証は、保護者が責任を持って保管する。
- (2) 詳細については、第3学年第1学期保護者会の時に該当生徒に説明をする。

（令和5年9月一部改正）

《 二輪免許取得 》

希望がある場合は学校に相談する。

（令和5年9月一部改正）

私物情報処理機器(※)に関する規定（ICT機器、携帯型記憶装置等）

保護者の同意を得て学校に申請する。

（令和5年9月一部改正）

アルバイトの規定

アルバイト希望者は、事前に別紙書式5によりアルバイト届を校長に提出すること。ただし、学業に支障の無い勤務時間や仕事内容で、高校生がアルバイトするのにふさわしい仕事を選ぶこと。学校管理外に行われるものであるから、群馬県青少年健全育成条例に則り、保護者の監督の下、安全に行うこと。またアルバイト終了後は、別紙書式6によりアルバイト報告書を校長に提出すること。

1 注意事項

- (1) 青少年は、酒類を扱う仕事・客接待・危険な作業・過労につながる長時間勤務等に従事するのは禁止されている。
- (2) 青少年は、深夜（午後10時から翌日の午前4時まで）に従事するのは禁止されている。また、この時間帯に家庭に帰着してないと、深夜徘徊となる。
- (3) 勤務する事業所と、事前に仕事内容・勤務時間・賃金等についてよく話し合い、互いに間違いの無いように契約・履行すること。保護者とよく相談・確認を行うこと。

一 般 的 規 定

1 外出

- (1) 先輩や見知らぬ人の自動車に乗らない。また、街中で声をかけられてもついていかない。
- (2) 外出する場合には、保護者の許可を得て行うこと。無断外泊や、異性の家に宿泊することは禁止する。
- (3) 群馬県青少年健全育成条例（H. 19. 10. 1 施行）では、深夜（22:00～朝 4:00）の外出は認められず、保護者同伴でも深夜徘徊として警察の保護指導の対象になる。
- (4) その他、高校生として適切な行動をすること。

2 旅行

- (1) 群馬県青少年健全育成条例に則り、保護者の承認・監督の下、安全に行うこと。
- (2) 海外旅行は、事前に計画の概要を学校に知らせること。

公共物破損の行為があった場合 （昭和53年度第3学期より適用）

原則的に以下のように処置する。

- 1 高等部生徒が故意または過失によって公共物を破損した場合は、これを弁済する。
ただし、公共物とは、学校の道具、設備、施設すべてを含むものとする。

付記 2000年10月 一部改正
2008年 4月 一部改正
2011年 3月 一部改正
2011年 6月 一部改正
2012年 1月 一部改正
2012年12月 一部改正
2014年 3月 一部改正
2016年 3月 一部改正
2019年 3月 一部改正
2020年 3月 一部改正
2022年 2月 一部改正
2023年 9月 一部改正

群馬県立聾学校（中学部）諸規定

2024（R6）年版

服装規定

1 制服

- (1) 上着は本校指定のブレザーとする。本校中学部指定のネクタイもしくはリボンを着用する。
- (2) ワイシャツは、長袖、半袖とも無地のスクールワイシャツとする。ワイシャツの下に着るTシャツ類は、無地またはワンポイント等派手でないものとする。
- (3) 本校指定のスラックスまたはスカートを着用する。スラックスの太さ、スカート丈は学校指定とする。ベルトは、黒系無地の派手でないものとする。スカートのウエストが緩すぎる場合には、スカートベルトを着用してもよい。
- (4) 靴下は白色の無地を基本とするが、黒・紺を着用してもよい。ただし儀式的行事及び講演会等では、白色の靴下を着用する。ワンポイント程度の派手でない模様は認める。
- (5) ストッキングはベージュ系やブラウン系等派手でないものとする。身体的な理由等でタイツ等の着用が必要な場合は担任に相談する。
- (6) セーターやカーディガン等を着用する時の色は、黒・紺・グレーとする。
- (7) 夏季は、ワイシャツのみの着用でもよい。ただし儀式的行事及び文化的行事等ではネクタイもしくはリボンを着用する。適用期間は5月1日から10月31日までとし、前後2週間程度を移行期間とする。また、6月～9月は、白色無地のポロシャツを着用してもよい。

《その他》

- (1) 制服着用についての上記以外の希望があった場合には、多様な背景を持つ生徒への配慮の観点に基づき、別途部会等で協議し、学校長が決定するものとする。
- (2) 令和5年度までに購入した制服は、当該生徒が卒業するまで着用することができる。服装規定は令和5年度を基本とする。

2 体育着

- (1) 長袖、長ズボン、半袖Tシャツ、ハーフパンツ、ウインドブレーカーは、学校指定のものとする。
- (2) 学校指定のウインドブレーカーは、冬季防寒着として登下校に着用してもよい。
- (3) 半袖Tシャツの着替え用としては、白色でワンポイントまで可とする。

3 靴

- (1) 登下校時は、地味な色の運動靴か、黒、茶色の革靴で、くるぶしが隠れない長さのものとする。運動靴の靴紐は白・グレー・黒など地味な色のものとする。
- (2) 安全のために、かかとを踏まずにきちんと履く。また、記名をする。

4 頭髪

- (1) 清潔感のある髪型とする。前髪は目にかからないようにする。髪が肩にかかる場合は縛り、ゴムやピンの色は黒・茶色など派手でないものとする。パーマはかけない。整髪料はつけない。毛染めやヘアエクステンション等の必要がある場合、担任に相談する。

5 鞆

- (1) 肩掛け鞆、ランドセル型やリュック型の鞆等、中学生らしいものとする。肩ひもは長すぎないようにする。

6 その他

- (1) 登下校時、生徒だけでコンビニやショッピングセンター等、店に立ち寄らない。
- (2) 菓子や玩具等、学習に不必要なものは学校に持ち込まない。
- (3) 肌が弱い等で日焼け止めクリームが必要な場合は、担任に相談する。
- (4) 制汗剤の使用が必要な場合には、担任に相談する。
- (5) ピアス・ネックレス・指輪・ブレスレット等のアクセサリ類は身につけない。
- (6) 生徒同士での外泊、卒業生の家への生徒だけでの外泊、無断外泊はしない。
- (7) 男女交際については、分別をわきまえ、マナーを守った行動をする。他人に迷惑をかけるような行動や、周囲の人が不快に思う行為はしない。
- (8) 休日の外出については、安全のため生徒だけで駅での待ち合わせやゲームセンター、カラオケボックス、ボウリング場、映画館などを利用しないようにする。

携帯電話等（スマホ、その他電子機器）

1 使用について

- (1) 携帯電話許可願を提出する。
- (2) 携帯電話は、基本的には家庭との連絡、緊急時に使用する。
- (3) 学校や部活動への欠席等の際は、保護者が学校に欠席連絡システムや電話、FAX等で連絡する。
- (4) 登校後、貴重品と共に担任に携帯電話を預け、下校時に受け取る。また部活動が終わるまでは使用しない。
- (5) 保護者の監督の下、フィルタリングを適切に設定して使用する。
- (6) 夜9時以降や早朝にメール等をしないなど、社会一般のマナーを守る。
- (7) 家庭で携帯電話使用のルールを決めて、守る。

2 留意事項

- (1) むやみに自分の携帯番号やメールアドレス、IDなどの個人情報を他人に伝えない。自分以外の携帯番号やメールアドレス、IDなどを、本人の許可なく他人に教えない。
- (2) メール等の文章表現に気をつけ、他人を傷つける可能性のある悪口やうわさ話を送らない。自分が受け取ったメール等を他の友達にむやみに見せない。
- (3) 歩きながら携帯電話を操作しない。
- (4) 通学途中はゲーム等を使用しない。
- (5) 有害サイト（出会い系、アダルト等）、コミュニティサイト（ゲーム交流サイト、掲示板等）を利用しない。

付記 2019年 8月 一部改正
2020年11月 一部改正
2021年12月 一部改正
2023年 7月 一部改正
2023年 9月 一部改正
2024年 3月 一部改正